



千葉県市川市の行政書士 <http://hoshikawa.gyosei.or.jp>

行政書士リバースター法務事務所

いつでもお気軽にご相談下さい！ hoshikawa@gyosei.or.jp
〒272-0033 千葉県市川市市川南 1-10-1 ザタワーズウエスト 2414
TEL 047-322-5239

事務所通信・スターダスト 2014年4月

この事務所通信は当事務所のお客様および名刺交換をさせていただいた皆様にお送りさせていただいております

1 通信送付のご挨拶

陽春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。いつも一方ならぬお力添えにあずかり、誠にありがとうございます。4月になったら何か新しいことをはじめようと思っています。大きなことではなくてもよいのです。暖かくなることで、積極的に外に出るようにもなれると思うので、まずは一歩から。花冷えの候、くれぐれもご自愛下さい。

行政書士リバースター法務事務所 代表 星川 清房



2 近況のお知らせ

(1) 市川市役所行政書士相談の相談員を務めました

11日、午後1時より当事務所代表が世話人を務める市川市役所行政書士相談の相談員を務めました。開始時より市民の方からのご相談をうけ、午後5時の終了までに10名のご相談に対応させていただきました。内容は、遺言書作成に関するもの3件、贈与2件、相続1件、開業に関するもの1件などでした。4月(14日)も引き続き市役所相談(本庁)の相談員を務めます。来年度は第2月曜日に行われる市川市役所行政書士相談を是非ご利用ください。



(2) 一般社団法人千葉相続手続き支援センターの立ち上げ準備に参加しました

27日、千葉県地域の弁護士、司法書士、税理士、社会保険労務士と連携し、地域の相続手続きにお困りの皆様をサポートする一般社団法人千葉相続手続き支援センターの設立準備協議会に参加しました。発起人の阿部尚武税理士の事務所に集まり、今後の事業展開方法について討議を行いました。広報の方法としては、郵便局にパンフレットを設置し、ご関心のある皆様からの問い合わせに応じることとなります。設立と事業の詳細が決まり次第、お知らせさせていただきます。



(3) 開業に関する様々なサポートをさせていただきました

2月、3月は、開業・新店舗増設、新規事業展開に関するサポートをさせていただきました。不動産業者の新店舗設立、麻雀店の開業(江戸川区)、ブランド品買い取り店(銀座の古物商)の新設など市川市と都内で皆様の行政手続きを中心とした書類作成、申請、そしてもっとも大切な法務のアドバイスをさせていただきました。



春は新しいことを始めるのによい季節です。お客様が事業を展開し、法務的な問題をクリアして成功していただくことが私にとって何よりも喜びです。何かご相談がございましたらお気軽にご連絡ください。

3 業務インフォメーション

1) 消費税法改定に伴う当事務所の対応について

4月1日より、消費税が8%にアップいたしました。当事務所の「報酬額」はこれまで消費税を5%頂戴しておりましたので、4月1日以降の仕事についてのご請求については報酬額については、消費税8%を頂戴させていただきます。なお、行政に支払う申請手数料は変わりません。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

2) 各種許認可の有効期限は大丈夫でしょうか。許認可事項の変更届の届出代行もいたします

年度末を過ぎましたが、業務は落ち着きましたか。まだ慌ただしいお客様も多いことでしょう。

御社の現在取得している許認可の期限は、目前に迫っていませんか。書類作成代行だけでなく、申請・届出のみの代行も承っておりますので、ご確認の上、御用命ください。決算期前後は許可期限に近いものが多いことがあります。許可書等をご確認ください。また、建設業等で決算変更届の提出が必要な会社様の届出も迅速に対応いたします。

3) 古物商営業許可ならお任せ下さい！

当事務所では、昨年、千葉県、東京都、神奈川県で古物商の営業許可の取得を、法人、個人にわたり多数ご依頼いただき、もれなく許可を取得させていただきました。古物商営業許可は各県警によって、必要書類や書類提出の注意点があり、それらを踏まえて、迅速丁寧な対応をさせていただいております。所轄によって対応が異なることもございます。たとえば、市川警察署のみ必要な書類もあり、専門家である当事務所にご依頼いただくとスムーズに申請ができます。

今月も新規の許可申請、営業所の新設による変更届などのご依頼をいただきました。

古物商は、ご商売をされる多くの方が関わってくる許可であり、いざというときにとっておくとよい場合があります。古物商の許可は、更新がありません。一度取得すれば煩わしくない許可ともいえるでしょう。お気軽にご相談ください。

4) 春はお引越しの季節ですね。車の登録もお引越しを…

春は、お引越しの季節です。引越しではいろいろな役所の手続きが必要です。住民票や運転免許証など。一番忘れがちなのは、お車の登録移転です。

車庫証明の取得から、運輸支局で登録まで非常に面倒なものですよね。移転後15日以内に届出なければならないのですが（罰則を求められることなどは実際ありませんが）、将来的に売却、廃車時に困ることになります。当事務所にお任せいただければ、出張封印等（自宅等でナンバーの取替え）も含めてご対応致します。



4 お客様のお店ご紹介



当事務所のお客様であるNKコンサルティング株式会社が、3月28日、市川に新しい支店（不動産Pro市川店）を開業しました。場所は、JR市川と京成市川真間から徒歩5分（市川市市川1-23-27-105）。素敵なデザインの新店舗で不動産のご相談に是非ともお立ち寄りください。支店設置にあたり、当事務所が行政手続きと保証協会に関する手続きの代行をさせていただきました。



気になったらすぐにお電話を 047-322-5239